

平成 27 年度 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会第 2 回議事録

開催日時：2015 年（平成 27 年）10 月 15 日（木）午後 15：00～16：30

開催場所：市役所 5 階 第 10 会議室

出席委員：東海邦彦委員長、富岡幸一郎副委員長、太下義之委員、山崎稔恵委員

欠席委員：なし

事務局：文化スポーツ課 阿万野課長、黒羽係長、市村主事補

会議の公開・非公開：公開

傍聴者数：0 名

議 題：

- 1 平成 26 年度事業に関する評価報告書（案）について
- 2 平成 27 年度事業に関する評価の対象、進め方について
- 3 その他

資 料：

会議次第 委員名簿

【事前送付資料】

資料 1 平成 26 年度事業に関する評価報告書（案）

【当日配付資料】

資料 2-1 平成 27 年度事業について（案）

資料 2-2 平成 27 年度文化振興基本計画 進捗状況表 （案）

資料 2-3 評価シート（案）

今後のスケジュールについて

平成 27 年度逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会第 1 回議事録

<定足数の確認>

（東海委員長）本日は委員 4 名全員の出席があり、『逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則』第 6 条第 2 項の規定に基づき、会議は成立する。

開 会

（東海委員長）それでは、本年度の第 2 回の調査・評価委員会を開催する。
会議に先立ち、配付資料等の確認を事務局から願います。

<配付資料の確認>

（東海委員長）前回の委員会（平成 27 年度第 1 回）の議事録について、この内容で確定させてよろしいか。

<全委員異議なし>

(東海委員長) それでは、異議なしということで、議事録は確定することとする。

議 事

1. 平成 26 年度事業に関する評価報告書（案）について

(東海委員長) 議題 1 平成 26 年度事業に関する評価報告書（案）について事務局から説明をお願いします。

(阿万野課長) 事前配付した平成 26 年度事業に関する評価報告書（案）をご覧ください。

「1. 趣旨」（1 頁）

前段の部分では、市の文化振興に関する施策の基本方針や、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会の規約等について述べている。

後段の部分では、平成 26 年度の評価に当たっての方針、また、逗子文化プラザホールに指定管理者制度を導入したことを受けて、ホールで実施している自主文化活動が市民ニーズをとらえ、市の文化振興施策が市民に資するものであるかどうかを主眼として実施することなどを述べている。

「2. 調査・評価の対象等」（2-3 頁）

平成 26 年度の調査・評価の対象は、文化スポーツ課所管の文化事業、逗子文化プラザホールの指定管理者が実施する事業及び運営管理業務とする。また、市がホール指定管理者に対して実施するモニタリング事務も文化振興にとって重要であることから調査・評価の対象としている。

平成 26 年度の評価に際しては、文化振興基本計画に照らして、達成度を総合的に評価し、個別評価については、網羅的に行うのではなく、あくまで基本施策の実施状況の評価するために必要なものに絞っていることを記載している。

今回の調査・評価の対象事業は、後段に列挙している。文化スポーツ課所管の事業として；

- ・まちなかアカデミー創成事業のプラットフォーム事業の委託（評価シートは 9-10 頁）。
- ・文化プラザホール管理運営事業（文化プラザホール維持管理事業及び文化プラザホール整備事業）（評価シートは 11-12 頁）。そのうち、文化プラザホール指定管理者によるホール管理運営事業（13-14 頁）、自主文化事業（15-16 頁）については個別シートを作成している。
- ・文化活動振興事業（評価シートは 17-18 頁）。そのうち、文化祭の開催（19-20 頁）、ホール指定管理者によるアウトリーチ活動（21-22 頁）、逗子アーカイブスの構築（23 頁）、逗子アートフェスティバル開催（24-25 頁）、ホール 10 周年事業（26 頁）については、個別シートを作成している。

そのほか、文化スポーツ課以外の部署で所管する事業として、3 頁の 2 事業ある。

- ・自然の回廊プロジェクト推進事業（評価シート 27 頁）
- ・生涯学習推進事業（評価シート 28 頁）

今回は個々の評価シートの説明については省略させていただく。

なお、評価シート(11 頁、13 頁、17 頁)の「政策体系における位置づけ」欄に、「逗子市芸術文化事業協会交付金交付要綱」とあるが、平成 26 年度にホールに指定管理者制度導入したことか

ら、逗子市芸術文化事業協会は解散し、要綱も廃止されたため、括弧書きとさせていただいた。

「3. 調査・評価の方法」(3頁)

個別事業の調査・評価に当たっては、平成24年度の調査・評価委員会で作成した「評価シート」を継続し前年度からの進捗状況を確認できるようにした。

最後の「なお、基本計画が改定され、平成27年度以降の計画が示されたことで平成27年度の評価に当たっては評価シート見直しを実施したい。」の部分については、本日に議題2であらためて審議していただきたい。よろしく願います。

「評価シート」(4頁)では、今回の評価に使用した評価シート及び自己評価の基準について記載している。

「4. 基本計画関連事業の評価」(5頁)

本日委員の皆様には、主に基本計画関連事業の評価についてご審議を頂きたい。

<5頁～7頁 読み上げ>

(東海委員長) 質問、ご意見を願います。

(山崎委員) 5頁まちなかアカデミー創成事業の「団体の自立が進んだことにより、市民企画の幅が限定的で、子育て等、一定の対象やテーマに限られており、市民の様々なニーズを今まで以上に反映できる体制になったことで大いに前進したと考える。」は「限定的である」のに「様々なニーズを」との表現に矛盾があるが、いかがか。

(市村主事補) ご指摘のとおりである。「限定的であったのが、団体の自立が進んだことにより…前進した」と記載するべきであり、修正をする。

(東海委員長) ホールの利用について、平成25年度以前は、市が優先的に使用料免除で使用できたが、指定管理者制度に移行することにより、行政利用についてどういう変更もしくは変化があったか。

(市村主事補) 平成26年度より、ホールの利用料金減免制度が廃止され、市及び市の機関がホールを行政目的で使用する際(行政利用)も利用料金が発生するようになった。利用する各所管がホール利用料金を予算化することで対応している。但し、すべての使用について予測できるものではないので、臨時でホールを使用する必要が発生する場合は、文化スポーツ課の予算で対応している。具体的な支払方法としては、逗子文化プラザホール条例施行規則で定め、行政利用については、ホール指定管理者からの請求をもとに後納としている。利用料金は一般の方と同一の料金である。また、市及び市の機関が共催する場合は、市と共催者との折半になるが、支払われる総額は一般の利用者と同一である。

(東海委員長) ホール開設を準備するときに、行政利用についても利用料金を支払う議論をしたが、結局実現しなかった。それが指定管理者制度の導入された平成26年度からようやく実現した。ホールの予約について、行政利用の場合は優先枠があるのか。

(黒羽係長) 使用上の優先枠はないが、市の行政利用については通常の使用許可申請の期限外でも、使用の申請を優先的に受け付けることができる、としている。ただ、副次的な効果であるが、行

政利用でも利用料金が発生することになったことで、各所管に予算意識が生じ、最小限の利用にとどめるようになった。準備、リハーサル、本番、片付け等、複数日で実施していたことを、一日の中でコンパクトに実施するようになった結果、一般の利用者の利用できる枠が拡大した。

(東海委員長) 一般利用者にとって、それは良いことである。

(富岡委員) 今のことは、指定管理者制度を導入したことによるメリットであるが、デメリットについてはどのようなものがあるのか。

(市村主事補) 指定管理者に引継ぐ時の目標の一つが、「何事もなかったような円滑な移行」であったので、利用者の方からさほどご意見がなかったのは、その目標を幾分か達成できたのではないかと考えている。なるべくソフトに制度を導入し、利用される方にショックやご不便をおかけしたくないとの、意図であった。導入に先立つ指定管理者との協議の中で、4年間の指定管理期間中に徐々に指定管理者の独自の試みをして頂きたい、とお願いしている。そういう意味では、十分にメリットを発揮できるような段階ではないと考えられる。そういうことから、制度導入によるメリット・デメリットをどのように記述するかについては、困難を感じている。利用者のご意見は、ホールの月例報告書の中でも報告されているが、その内容は、指定管理者制度が導入されたことによる新たな苦情というよりも、もともと制度を導入する前の直営の時にも指摘されていたことであったりする場合が多い。たとえば、申請の度に書かされる書類が煩雑である等である。

具体的なお意見ではないが、何をどこに話せばいいのか、分からなくなった、という方もいた。指定管理者に相談しても、指定管理者の管理外のことについては、指定管理者は回答ができないため、所管課はどこか、文化スポーツ課か、ということで来られる方もいらっしゃる。

(阿万野課長) ホールの平成26年度事業報告で、「平成26年度利用者ご意見報告」がまとめられている。その中では、委託販売チケットの販売の終了日が、市直営の時は催事の前日まで販売してもらえたのに、指定管理者になってからは3日前に販売が終了されるのは、チケットを委託している側からは不満である、との具体的な意見があった。この意見に対しては、利用者へのサービス向上の観点から改善してもらいたいと、申し入れている。

(東海委員長) その軽重に差があっても、メリット、デメリットはあるものなので、調査評価報告書の中で多少触れて頂きたい。

(市村主事補) 承知した。訂正版に記述し、ご意見をお伺いする。

(東海委員長) 指定管理者の組織についてであるが、サービス課と事業課があるのか。

(市村主事補) ホール運営については、総務課、サービス課、事業課がある。ホール指定管理者「逗子文化プラザパートナーズ」は3団体による共同事業体であるため、全体業務統括として館長を置く。指定管理業務の基本協定で、市が代表構成員の株式会社JTBコミュニケーションズ(J社)に対して行うすべてのことが、共同事業体の他構成員に及ぶとしているので、J社が市との窓口的な立場になっている。舞台技術や施設維持管理に関することでも、最終的にはJ社が取りまとめる形となっている。

(太下委員) 5頁逗子アートフェスティバルで「逗子アートフェスティバルについては、新総合計画の中でリーディング事業として位置づけられたことから、市の文化施策の進捗を測る指標として、より重要性を増している。2020年東京オリンピックに伴う、国のオリンピックの文化プログラムに関連して、市でも何らかの活動が予想される中、中長期的な展望を持ちつつ計画的に実施し

ていくことが求められる。」とある。7月にオリンピックに関して、文化庁より「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想について」発表があった。その中で、東京だけではなく、全国で20万件のイベントを実施することを数値目標として掲げている。なおかつ、この文化プログラムは2020年だけでなく、2016年秋から推進する。逗子アートフェスティバルの2回目のトリエンナーレ(2017年)と3回目のトリエンナーレ(2020年)がその期間に重なることになる。その場合に、淡々と今のままのアートフェスティバルをやっていっていいのか、との疑問が生じる。アートフェスティバルの事業の枠を超えて逗子アートフェスティバルの意義を考えていかなければならないと思う。

地域型のアートフェスティバルは全国的に100ヵ所以上実施している。その中で逗子アートフェスティバルはどのような性格や特徴を持つのか、たとえば、瀬戸内国際芸術祭等、国際的で超大型のアートフェスティバルを目指すことは、理論的には可能である。そうではなくて、極めて質的に尖っていくことで、全国的な発信をすることもできる。一方では、市民に開かれ、市民が楽しむ、地元密着型のアートフェスティバルを目指すこともできる。実際には、その中間領域のところでも落ち着くことになろうが、何のために実施するのかを考える必要がある。この報告書自体はこれでいいと思うが、逗子アートフェスティバルのあり方については、きちんと再検討するようなことが必要だと思う。

(東海委員長) 文化振興基本計画の中でも、当初は、まちの「ブランディング」とか、まちづくりとの絡みもあって、アートフェスティバルが提起された経緯がある。予算の兼ね合いもあろうが、太下委員の言われた視点を具体化し、キラリと光るアートフェスティバルになるような検討ができればいいと思う。実際にそれに携わる人たちも大変だと思うが、そういう人を育てて、さらに、そういう人に継続の意欲を持ってもらうことは重要だと思う。また、できれば、節目には、専門家の力を借りて実施することが望ましいと思う。

(山崎委員) 参考までに、関東学院大学は文化庁の「大学を活用した文化推進事業」に採用されて、相模湾三浦半島アートリンク(SAMAL)を実施している。参加しているアートフェスティバルの一つに、逗子アートフェスティバルも入っている。こういうSAMALのようなアートプロジェクトの意義は「開く」「つなぐ」というところにある。アートフェスティバルは逗子だけで成り立つものではなく、連携することで大きな動きにしていく、ということである。逗子アートフェスティバルもトリエンナーレ方式で実施するということだが、毎年毎年小さな試みを積み重ねて、その結果大きなものになっていくという考え方もできる。2020年東京オリンピックにトリエンナーレの年が重なるということだが、どのように組織をつくっていくかというのも、大きな課題であると思う。

(東海委員長) 専門家とだけでなく、若い学生とや逗子以外のエリアとも、是非連携して進めてもらいたい。

(山崎委員) 市民主導のアートプロジェクトということで。

6頁の複合施設の管理について「文化プラザにある市民交流センターの指定管理者に、株式会社パブリックサービスが指定された。本来一体で管理することが望ましいエリアで2つの異なる指定管理者がいるということでもどのような課題があるか注視する必要がある。」の記述があるのは、既に平成26年において何か課題が見えたという状況があるのか。

(黒羽係長) 特に、空調等の設備のハード面の中には一か所で集中管理しているものもあるので、管理している場所と使用している場所が一緒でなく、不具合があった時の責任の範囲が分かりにくい。また、たとえば、会議室の利用方法等を変更したときに、会議室の清掃等維持管理の方法が変わるならば、その調整が必要になってくる。この報告書は平成 26 年度のものであるので、まだ、そういう状況が発生していないが、平成 27 年度以降、指定管理者双方が民間になった時にどういう課題が生じるのか、そういった懸念を表現している。

平成 27 年度になって半年経過しているが、今のところ、両指定管理者とも双方に協力している。何かあるごとに、責任分担を確認している状況である。何か問題があれば、連絡を密にすることで、ある程度の解決はできると考えている。

(阿万野課長) 2か月に1回、「文化プラザ施設長等連絡会議」を開催し、課題や情報を共有し、互いに協力して問題解決に当たっている。

(東海委員長) もっと具体的に記述したらいいとの意見か。

(山崎委員) 平成 26 年度の評価報告書であり、どこまで書けばいいのかというバランスもあるので、これは質問である。

(東海委員長) ホールの自主文化事業の中で、未就学児を対象にした事業、幼児と母親と一緒に参加できるコンサートがあったが、資料によると人気であった(入場率 96.9%⇒調査評価委員会第 1 回会議配付資料「平成 26 年度自主文化事業要覧」4 頁)。その日は「あ〜と&えこひろば」で、様々取り組みがあったようだ。

ホールの中で未就学児も鑑賞できるコンサートはあったのか。なかなか小さい子供がいるとコンサートに行きたくても年齢制限があって、行く機会がない。そういうニーズを大切にしてもらいたいと思う。

(市村主事補) 「あ〜と&えこひろば」では、「こどもレセ体験(子供によるホールレセプションのお仕事体験)」や、ホワイエの吹き抜け部分の天井の高さを利用した「新聞紙タワーコンテスト」を実施した。前年度の「ホールオープンデー」のように様々な形でホール施設を使って楽しんで頂いた。

未就学児が鑑賞できたコンサートは、「あ〜と&えこひろば」の「音のおもちゃ箱」の他いくつかあった。市直営で運営していた時は「Be Be(ベベ)」という逗子芸術文化事業協会の自主企画があった。これは、未就学児とその家族を対象にしたコンサートであった。指定管理者制度を導入するに当たって、未就学児を対象にした事業を実施するよう指定管理者に求めており、次の議題に関連するが、平成 27 年度事業にも「0才からのコンサート」として継続して、企画されている。

(東海委員長) 平成 26 年度では、国の補助金もあり、文化プラザの防潮堤設置工事を実施し、また、時間外駐輪を抑止するための門扉を設置したとの報告(6 頁)があったが、文化プラザホールは建設後 10 年が経過し、経年劣化が進んでいる。早めに予算を獲得し修繕していくことが、結果的にダメージが大きくなってから修繕するよりも、コストを小さくすることになる。財政状況によって、予算が獲得できないこともあるだろうが、所管課として声をあげていくことは大切だ。

(黒羽係長) 平成 27 年度は、施設の設備をモニターしている中央監視制御システム改修工事と舞台音響設備工事等を予定している。

(東海委員長) それでは、事務局は加筆や修正等をお願いする。

2. 平成 27 年度事業に関する評価の対象、進め方について

(東海委員長) 議題 2 平成 27 年度事業に関する評価の対象、進め方について、説明をお願いする。

(黒羽係長) 資料 2-1 をご覧ください。平成 27 年度事業について、前回会議で配付した資料を訂正したものである。

「ホールの指定管理概況」は、ホールの月次報告書より主な事項を抜粋して作成した資料である。重点事業であった文化プラザホール開館 10 周年事業のうち「逗子の魅力全開！踊ろう！ダンスでつなぐ逗子のまち」については、7 月にアウトリーチ、ワークショップ等を開催し、8 月の「ホールオープンデー」ほか、まちなかで撮影し、作成した DVD を 10 月に完成披露している。また、ホール指定管理者は 8 月から「利用確認書による満足度調査」を実施し施設利用の度に利用者の声を聞くと共に、9 月から 10 月にかけて「施設利用に関するアンケート」を実施して、前回の調査評価委員会のご指摘に込めている。資料の裏面、ホール人数は、平成 27 年度上半期現在では、目立った増減がなく、順調に稼働している。

「ZAF2015 概況」は、現在会期中である逗子アートフェスティバルについて概要をまとめたものである。参加している市民企画は昨年度 25 件、今年度 32 件で大きく増加しており、参加者のすそ野が広がっているように思う。

続いて、資料 2 - 2 「平成 27 年度文化振興基本計画 進捗状況表 (案)」及び資料 2-3 「評価シート (案)」をご覧ください。来年度実施する平成 27 年度の評価の対象と評価シートの事務局案である。平成 26 年度報告書案 3 頁で、「なお、基本計画が改定され、平成 27 年度以降の計画が示されたことで平成 27 年度の評価に当たっては評価シート見直しを実施したい。」としていたが、全体的な見直しをせず、最小限の修正をしたものである。委員会での審議を重ねて作成した評価シートであるので、見直しをする必要があるのか、ご審議いただきたい。

(東海委員長) 評価シートでの最終的な自己評価が、予定通り進捗しているのかどうかで判断されることに対して抵抗感がある。逗子市の事業評価が事業の進捗に対して行われるものであるから致し方ないかもしれないが、達成目標や目的に対しての進捗を評価する独自の評価をしてもいいのではないかと思う。

(市村主事補) 当初、評価シートを文化振興所管課だけでなく、広く文化に関わる所管に提出してもらうことを目的に、市の事業評価報告の評価方法を基に作成した。4 年間実施していく中で、なかなかそこまで踏み込むことが困難で、結果的には、文化振興所管課以外は 2 事業のみの提出となっている。そういう意味では、他所管にも書きやすいという視点は、当初想定したほどは必要でないかもしれない。とはいえ、文化だけ、異なる評価基準を設けることはいかがか、ご意見を頂きたい。

(山崎委員) たとえば、7 頁に逗子アートフェスティバルについては平成 26 年度の評価として、「マンパワー不足、イベント周知不足などの課題が明らかになった。」とある。このようにそれぞれの事業に対して出てきた平成 26 年度の課題が、平成 27 年にどのようなようになったかを、事業ごとのチェックリストをつくるなどして、個々に検証する必要があると考える。それは、評価の継続性にも関係するし、何のために評価するのかという評価の意義にも関わる。

(富岡委員) 7頁で評価について「個々の事業を予定通り実施しているかどうかを評価することが、必ずしも、文化施策そのものの進捗を評価することになるとは限らない」「個々の事業を評価するときに、その事業の本来の目的に対して適切に機能しているのか、という評価を踏まえた上で、事業の評価しなければならない。」とある。この部分が評価シートにはっきり見えるようにすることが望ましい。個々事業の、全体での位置づけが評価に反映されるよう工夫してもらいたい。

(東海委員長) 前年度の課題を提起しただけでは、言い放しになるので、課題への対応欄があるといいかもしれない。

(市村主事補) 標記の仕方等、修正しお送りするので、再度見ていただきたい。

(東海委員長) 目標が抽象的すぎると、評価が難しい。目標をなるべく具体化するとより正確に評価できると思う。

(太下委員) たとえば、逗子アートフェスティバルは「市民主体」との趣旨でいるが、来年埼玉市で始まる「さいたまトリエンナーレ 2016」も「市民主体」を謳っている。「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」「瀬戸内国際芸術祭」は観客数が多いが、それは観光振興や地域経済振興を目指しており、それに対して「さいたまトリエンナーレ 2016」は観客数ではなくて主体的に参加する市民数の最大を目指していて、「市民主体」としても分かりやすい。もし逗子アートフェスティバルが「市民のアートフェスティバル」ならば、それが参加数であれ、参加率であれ、市民がたくさん主体的に参加していないと、「市民のアートフェスティバル」とは言えない。さらには、広報の仕方とか、人員の運営についても、市民と一緒に考えていくのも市民主体であると思う。

(東海委員長) 市民企画数とか、主体的に参加した市民がどれほどいるのかを把握するのも、評価をする1つの方法であると思う。以上を踏まえて、修正をしてもらいたい。

(市村主事補) 承知した。追加の訂正やご意見があれば、10月30日まででお願いしたい。

(東海委員長) 委員の方々から、ほかに質疑等はあるか。なければ、「逗子アーカイブス」の進捗について質問したい。

(黒羽係長) 現在、ヒアリング調査中である。藤沢市文書館、鎌倉市図書館近代史資料室、寒川市総合図書館・文書館の3施設に現状と課題について聞いた。それをまとめているところである。

そこから、市としてどうしていくかを専門家にアドバイスを頂きながら検討していくことになる。計画より若干遅れている。

(東海委員長) 平成27年度中には、何らかの中間報告はあるのか。

(黒羽係長) 検討期間が平成27年度及び平成28年度となっているので、平成27年度中に報告できるとは限らない。市の今後の方向を協議していきたい。

(東海委員長) 市民委員は公募しているか。

(阿万野課長) 現在公募しているのは、文化振興基本計画策定・推進会議の市民委員である。アーカイブスについてもその方向性をこの会議で検討している。

(東海委員長) 蘆花記念公園にある旧野外活動センターの利活用についての市民提案の進捗はどうなっているのか。

(黒羽係長) まだ進んでないと聞いている。所管課は経済観光課である。市民提案の部分について、

市民協働課が関わっている。

3. その他

(東海委員長) その他について、事務局から説明をお願いします。

(阿万野課長) 今後のスケジュールについて、資料をご覧ください。

平成 26 年度の報告書については、10 月 30 日までにご意見を頂き、11 月中旬に修正案を送付、12 月に教育長に提出する予定である。平成 27 年度の「評価シート」については、修正案をメール等で送付する。

来年度に向けた日程については記載のとおりである。昨年度は、年度内にもう一度会議を開いて、評価の対象と評価方法及び次年度の事業について審議していただいたが、本日、「平成 27 年度事業に関する評価の対象、進め方について」審議して頂いたので、今年度の会議は 2 回で終了し、次回は平成 28 年度、6 月上旬に第 1 回を開催したいがよろしいか。

(東海委員長) このことについて異議はあるか。

<全委員異議なし>

(東海委員長) それでは、異議なしということで、次回は平成 28 年度第 1 回会議とする。

開 会

(東海委員長) 本日は長時間にわたりご協議をいただき感謝する。これをもって閉会する。

以上